

官民有地境界協定証明書交付申請（原本証明）添付書類等について

宝塚土木事務所 管理第1課、管理第2課

1 印鑑証明書および押印

- 申請書に使用する印鑑は登録印鑑を押印し、印鑑証明書を添付する。
- 法人の場合は、代表者の資格証明書と印鑑証明書を添付し、登録印鑑を押印する。

2 法務局備付地図、字限図

- 申請地および隣接土地周辺全部を転写した図面で、当該地の字名、図面備付、法務局名、転写年月日、転写者氏名を明記する。

3 土地登記事項証明書（全部事項証明書）

- 申請地の土地登記事項証明書（全部事項証明書）を添付する。
転写者がその写しに原本との同一性を証明する旨を記載して記名押印したもの、又は取得者が登記情報サービスにより取得した情報に記名押印したものも可とする。
- 登記簿上の土地所有者住所が現住所と異なる場合は、住民票や商業登記簿などの確認資料を添付する。
- 登記簿上の所有者と現在の所有権者が異なる場合は、所有権を証する書面（売買契約書等）を添付する。

4 その他

- (申請者に代わって事務の全部または一部を代理する場合) 委任状
※復代理人の場合も同様とする。
- (相続がある場合) 相続関係説明図、特別受益証明書、遺産分割協議書相続人全員の印鑑証明、被相続人の婚姻前の戸籍謄本等
- (相続管財人がある場合) 相続管理人（遺産管理者）の証明

※ 申請書作成部数及び提出先

区分	申請箇所	部 数	提出先
道路	管内全域	2部	県へ直接提出
河川	管内全域	2部	県へ直接提出
水路	伊丹市・宝塚市・三田市	2部	県へ直接提出
	川西市・猪名川町	3部	市町を経由
里道	伊丹市・宝塚市・三田市	2部	県へ直接提出
	川西市・猪名川町	3部	市町を経由

※ 副本はコピー可